

別府市要保護児童対策地域協議会設置要綱

制定 平成 17 年 8 月 1 日
別府市告示第 187 号
改正 平成 19 年 7 月 1 日
別府市告示第 213 号
平成 20 年 6 月 10 日
別府市告示第 176 号
平成 26 年 2 月 26 日
別府市告示第 48 号
平成 27 年 6 月 22 日
別府市告示第 206 号
平成 31 年 2 月 25 日
別府市告示第 53 号
令和元年 5 月 30 日
別府市告示第 239 号

(設置)

第 1 条 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号。以下「法」という。）第 25 条の 2 第 1 項の規定に基づき、同項の要保護児童対策地域協議会として、別府市要保護児童対策地域協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 協議会は、法第 25 条の 2 第 2 項の必要な情報の交換及び協議を行うものとし、それらの主な事項は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 支援対象児童等（法第 25 条の 2 第 2 項に規定する支援対象児童等をいう。以下同じ。）の早期発見及びその支援に関すること。
- (2) 支援対象児童等に関し、必要な実情の把握に努めること。
- (3) 必要な情報の提供を行うこと。
- (4) 協議会の活動状況の報告と評価に関すること。
- (5) 家庭その他からの相談に応じ、必要な調査及び指導を行うこと並び

にこれらに付随する事項に関すること。

(6) 協議会の下部組織への助言及び指導に関すること。

(7) その他協議会において必要と認める事項
(組織)

第3条 協議会は、別表に掲げる関係機関等（法第25条の2第1項に規定する関係機関等をいう。以下同じ。）で構成する。

2 協議会は、名簿を作成し、当該名簿に構成員の名称その他連絡調整に必要な事項を登載するものとする。

(会長及び副会長)

第4条 協議会に会長及び副会長2人を置く。

2 会長は市長をもって充て、副会長は次条の代表者会議において当該代表者会議の構成員のうちから互選により定める。

3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。この場合において、代行者の順位はあらかじめ定めておくものとし、第2順位者は第1順位者を補佐しなければならない。

(会議)

第5条 協議会の会議は、代表者会議、実務者会議及び個別ケース検討会議とする。

(代表者会議)

第6条 代表者会議は、会長及び別表に掲げる関係機関等（別府市及び医療機関等を除く。）を代表する者で構成し、支援対象児童等への支援全般についての情報交換、施策の策定及び関係機関等の連携のあり方等について協議する。

2 代表者会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

3 代表者会議は、構成員の過半数が出席しなければ開くことができない。ただし、急施を要するときその他特別の理由を認めるときは、この限りでない。

4 代表者会議の議事は、出席構成員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(実務者会議)

第7条 実務者会議は、別表に掲げる関係機関等で支援対象児童等の支援を実際に行っている者で構成し、支援対象児童等の実態や支援内容の総合的な把握を行うため、定期的を開催する。

(個別ケース検討会議)

第8条 個別ケース検討会議は、別表に掲げる関係機関等で個別の支援対象児童等の対策を行っている者で構成し、支援対象児童等に対する具体的な支援方策を作成し、確認するため、随時開催する。

(要保護児童対策調整機関の指定)

第9条 法第25条の2第4項の要保護児童対策調整機関は、別府市の児童福祉担当課とする。

(下部組織)

第10条 協議会に下部組織として別府市要保護児童対策地域実務者ネットワーク会議を置く。

2 前項の下部組織の運営に必要な事項は、会長が別に定める。

(守秘義務等)

第11条 協議会の構成員及び構成員であったものは、正当な理由がなく、協議会の職務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協力要請)

第12条 協議会は、支援対象児童等に関する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるときは、協議会の構成員以外の者に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。この場合において、協議会は、協力者の個人情報の保護に配慮しなければならない。

(補則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則 (平成19年7月1日告示第213号)

この要綱は、平成19年7月1日から施行する。

附 則（平成 20 年 6 月 10 日告示第 176 号）

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則（平成 26 年 2 月 26 日告示第 48 号）

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則（平成 27 年 6 月 22 日告示第 206 号）

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則（平成 31 年 2 月 25 日告示第 53 号）

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則（令和元年 5 月 30 日告示第 239 号）

この要綱は、告示の日から施行する。

別表（第3条関係）

種 別	関係機関等の名称等	法第25条の5各号の該当区分
(1) 行政関係	別府市	第1号
(2) 児童福祉関係	大分県中央児童相談所	第1号
	別府市民生委員・児童委員	第1号
	別府市主任児童委員	第1号
	別府光の園	第2号
	別府発達医療センター	第2号
	別府市子ども会育成会連合会	第3号
	別府市私立保育協議会	第3号
(3) 保健医療関係	大分県東部保健所	第1号
	別府市医師会	第2号
	大分県産婦人科医会	第2号
	別府市歯科医師会	第2号
	医療機関等（別府市内の医療機関及び大分県要保護児童対策地域協議会設置要綱附則第3項に規定する医療機関等（別府市内の医療機関を除く。）をいう。）	第2号又は第3号
(4) 教育関係	別府市教育委員会	第1号
	別府市内の公立高等学校及び特別支援学校	第1号
	別府市立幼稚園、小学校及び中学校	第1号
	別府大学	第2号
	別府市内の私立幼稚園	第2号
(5) 警察及び司法関係	別府警察署	第1号
(6) 人権擁護その他	別府市自治委員	第1号

の関係機関	大分地方法務局	第1号
	別府市PTA連合会	第3号
(7) 児童の福祉に関連する職務に従事する者その他の関係者	弁護士等で市長が指定するもの	第2号 又は 第3号